

随意契約理由書

件名	西神・山手線駅放送設備機器更新
契約の相手方	株式会社JVCケンウッド・公共産業システム
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号に該当
随意契約の理由 <p>西神・山手線駅放送設備は、列車が安全・確実に運行するための重要な通信設備であり、直接列車の運行、乗客サービスに影響するため常に装置の良好な状態を維持しなければならない。</p> <p>機器設置から16年を経過し、経年劣化に伴う機器故障のリスクが高まっており、機器の健全性の維持を目的に本業務を行う。</p> <p>本業務の内容は、運用中の放送設備の一部機器の更新であり、既設機器と交換機器との接続、インタフェース試験には、各機器仕様に基づく施工、試験が必要となり、装置を開発・製作・施工したメーカーが独自に定めた基準による判定が必要であり他のメーカーでは技術的に不可能である。</p> <p>上記業務の条件を満たすことができるのは、西神・山手線駅放送設備の開発・製作・施工メーカーである「株式会社JVCケンウッド・公共産業システム」だけである。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を行なう。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)